

議会運営委員会会議録

令和3年11月22日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：13

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 11月24日（水）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月 1日（水）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月 1日（水）午後5時
- 5 議員派遣について
 - (1) 第26回清溪セミナー（10月27日（水）・28日（木））

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和3年第6回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第94号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」及び「議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、「令和3年度補正予算資料」で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、既定の予算総額に45億7203万円を追加して823億7339万1千円にしようとするものでございます。

また、10の特別会計のうち今回補正します9の会計で30億5956万1千円を増額しています。

企業会計では、4つの会計で補正し、11億4293万7千円を減額しています。合計で64億8865万4千円を増額するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）」につきましては、飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等

業務を委託するにあたり、委託事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査をさせるものでございます。

「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）」につきましては、文化施設の活用について、調査及び審議を行うため、検討委員会を設置するものでございます。

「議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の住居手当に対する支給要件の改定が行われたことに伴い、これを参考にして本市職員の住居手当の支給要件及び支給額を改定するものでございます。

「議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきましては、学校給食事業特別会計を廃止し、一般会計に移行するものでございます。

「議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額の2分の1を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立図書館の休館日等の変更を行うもので、毎週月曜日の休館日のうち第3月曜日を開館日し、第3火曜日を休館日に変更するものでございます。

「議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法施行令等の一部改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を「40万4千円」から「40万8千円」へ改正するものでございます。

「議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」につきましては、都市計画法施行令が一部改正され、公園等の設置が義務付けられる開発行為の面積の最低限度を0.3ヘクタールから1ヘクタールに緩和するものでございます。

「議案第116号 契約の締結」につきましては、下三緒排水ポンプ場新設機械設備工事について、コースイ株式会社と2億6917万円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第117号 契約の締結」につきましては、文化会館大規模改修工事について、株式会社安藤・間九州支店と19億7780万円で請負契約を締結するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第118号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者として、「株式会社 福岡ソフトウェアセンター」を令和4年度から4年間指定するものでございます。

「議案第119号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い3路線を認定するものでございます。

「議案第120号 財産の無償貸付け」につきましては、筑穂ふれあい交流センターを利用した「ふれあい広場事業」を実施するため、施設の一部を、引き続き筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けるものでございます。

報告第21号及び4ページ第22号から第24号の4件の報告でございますが、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「学校給食費請求事件に係る支払督促申立てに対する異議申立て」の専決処分、令和2年度の「児童虐待に関する状況の報告」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。

「令和3年 第6回市議会 定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第94号は総務委員会に、95号は協働環境委員会に、96号は福祉文教委員会に、97号は協働環境委員会に、98号から101号までの4件は経済建設委員会に、102号は協働環境委員会に、103号は福祉文教委員会に、104号から108号までの5件は経済建設委員会に、109号は福祉文教委員会に、110号は総務委員会に、111号は福祉文教委員会に、112号は協働環境委員会に、113号は福祉文教委員会に、114号は協働環境委員会に、115号及び116号は経済建設委員会に、117号は福祉文教委員会に、118号及び119号は経済建設委員会に、120号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第121号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略をはかっていたいただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項4件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和3年 第6回 飯塚市議会定例会 会期日程（案）」をご覧ください。

会期につきましては、11月30日から12月17日までの18日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

なお、12月7日から10日に予定しております一般質問でございますが、9月定例会で実施いたしました、議員及び職員の議場への出席調整につきましては、現在の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、実施しないことと考えております。

次に、12月14日及び15日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

最後に、最終日、12月17日の1番、委員長報告、質疑、討論、採決に「議会運営」とございますのは、会期中に議会運営委員会を開催していただきまして「請願第4号」の審査を予定しているためでございます。なお、開催日時につきましては、委員会終了後に懇談会を開催し、ご協議いただくこととしております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明後日、1月24日、水曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月1日、水曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員派遣」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

去る10月27日及び28日に、第26回清溪セミナーが開催され、議員が参加いたしております。

閉会中に申し込み手続きを行う必要がありましたことから、会議規則第161条第1項の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、議長において派遣の決定がなされておりますのでご報告いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件については、ご了承願います。

最後に、次回の委員会は12月9日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。